

## 浦安市訓令第1号

浦安市自動車の臨時運行許可業務規程の一部を改正する訓令

浦安市自動車の臨時運行許可業務規程（昭和55年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条の要領」を「第3条の規定」に改め、同条第3号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号ウ中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号オ中「第43条又は第102条」を「第40条又は第81条」に、「処分」を「停止又は禁止の処分」に改め、同号キ中「若しくは」を「又は」に改める。

第3条第2号中ウからカまでを次のように改める。

ウ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）

エ 自動車検査証返納証明書

オ 完成検査終了証

カ 排出ガス検査終（修）了証

第3条第2号中キをサとし、カの次に次のように加える。

キ 自動車通関証明書

ク 輸入車特別取扱自動車届出済書

ケ 製作（製造）証明書

コ 自動車検査証返納及び自動車登録番号標領置証明書

第4条中「保険会社名及び保険証明書番号を提示された保険証明書により確認の上記載する」を「保険証明書を提示することにより、当該申請に係る自動車の同一性並びに保険会社名、保険証明書番号及び保険有効期間を確認する」に改める。

第6条第2項中「一組」を「1組」に改める。

第12条を次のように改める。

（番号標の失効）

**第12条** 市長は、番号標が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、当該番号標の失効を告示するものとする。

- (1) 貸与した番号標を亡失した者から規則第8条第1項の届出があつた後30日を経過してもなお発見することができないとき。
  - (2) 許可を受けた者が行方不明等により貸与した番号標の回収が不能となつたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が番号標の失効を適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の告示を行つたときは、その旨を所轄警察署長に通報するとともに、陸運支局長に連絡するものとする。

### 附 則

この訓令は、公示の日から施行する。